

令和元年度第1回仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

- 1 **日時** 令和元年6月12日(水) 14:45～16:00
- 2 **会場** フォレスト仙台 2階 第7会議室
- 3 **委員出席数** 委員数15名
出席委員12名, 欠席委員3名
(1) 出席委員 飯島典子委員, 伊藤恵子委員, 小林良子委員, 佐藤亜矢子委員,
千葉貴和子委員, 土倉相委員, 土合真紀子委員, 内藤梓委員,
中嶋嘉津子委員, 平山乾悦委員, 村田祐二委員, 吉田浩委員
(2) 欠席委員 神谷哲司委員, 塩野悦子委員, 重原達也委員
- 4 **会議録署名委員** 飯島典子委員, 佐藤亜矢子委員

5 議事

(1) 報告事項

- ① 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5による報告
- ② 措置・里親審査部会及び保育所等認可審査部会の審議状況の報告

(2) 協議事項

- ① 児童クラブの職員基準に係る法改正等への対応について
- ② 令和元年度の審議スケジュールについて

議事要旨

- 1 **開会**
- 2 **子供未来局次長あいさつ**
- 3 **委員紹介**
- 4 **職員紹介**
- 5 **会長選出**
飯島典子委員から推薦。全員の同意を得て, 吉田浩委員を会長に選出。
- 6 **会長あいさつ**
- 7 **副会長指名**
仙台市社会福祉審議会運営要領第2条第2項の規定に基づき, 吉田会長より中嶋嘉津子委員を指名。
- 8 **副会長あいさつ**

9 議 事

(1) 報告事項

①児童虐待の防止等に関する法律第13条の5による報告

資料1に基づき、相談指導課長より説明。

(質疑応答)

なし

②措置・里親審査部会及び保育所等認可審査部会の審議状況の報告

資料2-1に基づき、相談指導課長より、資料2-2に基づき、環境整備課長より説明。

(質疑応答)

なし

(2) 協議事項

①児童クラブの職員基準に係る法改正等への対応について

資料3に基づき、児童クラブ事業推進室長より説明。

(質疑応答)

吉田浩会長

ただいまの説明に関して、ご質問等はあるか。問題は、年度の最初に、研修を受けた放課後児童支援員を100%そろえることができないということである。それに対して、これまでは後追いで研修を受けても大丈夫だという経過措置があったが、それが今度なくなる。ではどうするかということであるが、条例で再度経過措置のようなものを独自に定めるとか、あるいは2人のうち1人は支援員の資格を持っていれば運用することは可能なので、そういう運用をしていけば条例を改正することはないかもしれない。

職員数を1人でもできるようにするということはできないのか。それは「参酌すべき基準」でなくても「従うべき基準」なのか。

児童クラブ事業推進室長

その点については、来年度からは「従うべき基準」ではなくなるということであるので、理屈の上ではできてしまうのだが、それは当然ながら地域の皆様のしっかりとした合意の上でそういった条例改正ができればということである。そこは理論的には可能になるということである。

吉田浩会長

クオリティの維持などを考えると、1人というのなるべく避けたいというような問題がある。これを今年の8月に諮るといふことで、皆さんの意見も出していただきたい。

平山委員、現場の立場として、非常に困っているとか、何とか回っているとか、ちょっと教えていただければと思う。

平山乾悦委員

仙台市内では8カ所の児童館を指定管理団体として運営させていただいている。それ以外に、利府町、大郷町、大和町、そして白石市の有料屋内遊び場「こじゅうろうキッズランド」というところも運営しているので、児童館、児童クラブでいうと23カ所、子どもたちの施設を運営している団体になっている。

他市町村とも比較しながらの私の意見になるが、仙台市は宮城県の中でも非常にきちんとよく先取りをする形で運営をしてきたということがまずは挙げられると思う。

平成27年度は8,297人の児童クラブの登録の子どもたちであったものが、令和元年度は1万2,000人。1.5倍、4,000人以上も児童クラブの登録の子どもたちが増えている。恐らく、さまざまな業界を比べてみても、5年間で1.5倍にキャパを広げているものというのはほとんどないのではないだろうかと思うぐらい、児童館の現場は毎年変化を強いられてきた。

児童館の職員は非常によくやっていると自負しているが、それと同様に、仙台市の担当局はその場所を確保するために本当によくやってきたと思っている。平成27年から令和元年まで比べても、児童館の数そのものは変わっていないが、待機児童を1人でも減らすためにサテライト室を88カ所も確保している。空いている市の施設があるところはいいが、学校の空き教室、学校にも空き教室はないので、それこそ本当に一生懸命交渉されたのだと思う。それから、コミュニティセンターを活用するとか、もう本当にあの手この手で市は場所を確保し、子ども運業者は、あの手この手で職員を一生懸命確保してきた。

それでも利用者の皆様から、昔に比べて質が下がったとか、丁寧な対応がされなくなったというふうに言われたくない現場の人たちの思いもあるので、本当にさまざまなことを学びながら、目の前の子どもたちと保護者と正面から向き合い準備してきたという経過がある。

その中で、やはり、結婚退職であるとか配偶者の転勤などによって現場を離れなくてはならない職員もいるので、質の高い職員の確保ということが私にとっては非常に重要な仕事のひとつになっている。子ども・子育て支援新制度に伴っての放課後児童支援員の24時間の研修を、今のところは県が主催してやってくださるというのは、非常に助けになっていた。

仙台市内でも11の団体それぞれに気になる子の対応であるとか、保護者への対応であるとか、昨今話題になっている子どもたちを外に連れていくときの安全確保であるとか、やらなくてはならないことについては早々に研修をそれぞれ行ってきたが、いわゆる仙台市内の児童館・児童クラブの仕事に携わる職員が共通の理解を持つということや、系統づけられた学び直しをするということは非常に役に立ってきたので、国が後のことについては各地方団体

に任せるといふうに手を放すのであればなおのこと、仙台市として引き続きこの研修を主催していただきたいと思っているし、児童館・児童クラブの行政に力を入れていただきたいと思っている。

この流れというのはもう少し続くと思われる。男女同権参画型社会がさらに充実していく、前に進んでいく。先ほど報告があったように、保育所・保育園の拡充が進む。そうすると、今度は小学校に上がった子どもたちの児童クラブの登録希望者がふえる。出生率は下がっても児童クラブへの登録希望者はこの後も引き続き増加していくというふうに思っているので、常に子どもたちに安全で楽しい場所を提供するための場所の確保ももちろんであるが、職員の質の向上に向けての取り組みも行政として力を入れていただきたいと思っているので、今までのレベルを下げることをないように、引き続きお願いしたいと思っている。

吉田浩会長

ほかの委員のほうから質問、意見はあるか。伊藤委員。

伊藤恵子委員

私は学校で子どもたちがお世話になる側である。今年は富沢小学校に来ていたのだが、去年の虹の丘小学校と今年を見ても、1年生の児童のほとんどが児童クラブに登録している。本当に80%とか、自宅に帰るお子さんのほうが本当に極めて少ないくらい子どもたちは利用している。

私が子育てをしていたときには、この月3,000円の20倍の値段がかかっていた。そのことを考えると、仙台市で進めている児童クラブの事業というのは、子育て世代にとっては本当に価値のある事業だと思っている。

昨年度、サテライト数、あと児童クラブの子どもたちの様子を見ても、私たち校長会でも話題に出るのは、学校の後、ちょっとわっと開放された気分になって、児童館に行った際に児童館でのもめごと、また異学年との交流における良い活動もあるが、そこでまた上下関係ということいろいろある。結構、児童館でのいじめということがいじめアンケートにも挙げられている事実がある。そういう面も考えていくと、子どもたちの人数がふえるに従って、やはり指導する側の支援員さんの数もそれだけ手厚くしていかないと、仙台市で取り組むいじめ問題についての解消はなかなか難しいのではないかと。学校とともに児童クラブにおいても、学校と同じような歩みで見えていかなくてはいけないのではないかとと思っている。

では数を増やせばいいのかということになるが、やはり、子どもとかわるという上で、24時間の研修というのは大変必要なものだと思う。今の保護者は、この支援員さんはどういう人なのかとか、かなりシビアに見られることがある。きちんと研修を受けた支援員さんですと言えるということも大切かと思う。なので、現状としては、人数の確保と同時に、質の高い支援員の確保ということの両面から考えていくことを学校のほうでは望んでいることだと思うし、保護者の立場からしてもそう望んでいる。学校からの意見として述べさせていた

だいた。

吉田浩会長

ほかに。飯島委員。

飯島典子委員

研修をきちんと修了していて、人員配置として認められる人たちをどうやって確保していくかという課題を考えたときに、保育士資格を出しているところであれば、児童福祉施設についての授業を展開しているところが多くあり、3年制の専門学校というようなところだと、放課後支援員を養成するということをうたい文句にしているところもあったりする。そういった養成課程の中で、ここにある研修項目を90分の授業で考えていくと、1つ科目を用立てればできるかなと思ったのだが、養成課程に組み込むというようなことがそもそもできるような案件なのか、それとも、それは一旦やはり資格を取ってからでないと認められないものなのかといったようなところで連携の仕方が変わってくるのではないかと思うが、その辺について何か情報があれば教えていただきたい。

児童クラブ事業推進室長

認定資格研修については、第4条の3項のところで、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」と書いてある。今、議会で研修の主催者が都道府県知事に加えて指定都市の市長もというふうになっている。仮に養成校での研修というふうに組み込む場合に、今の枠組みだと、知事が主催して、実際には民間業者に委託して実施しているが、同じような何らかの形をとらないとできないのだろうと考える。現状だと研修を受講するに当たって基礎資格を確認させていただき、既に満たしている方は研修を受講してもらうために県へ渡すという形になっている。今お話しいただいたのは、保育士の資格を取りながら、並行して放課後児童支援員の研修も受けるというような形になるかと思うのだが、そういったところが想定されているのかということについては、少し勉強させていただきたいと思う。

飯島典子委員

2つの課題があるのかなと思ったのだが、認定された人が確保できるかというところの話と、今後、養成課程を卒業する学生たちがどこに就職するかというのを考えたときに、児童館就職を希望する学生、そこがターゲットの学生はいる。実際に就職しようと思ったときに、じゃあその後研修を受けないとちゃんとした正規の採用にはならないんですよということが出てくるのであれば、それはそれで人員確保の別の問題に発展してしまうのではないかなという心配があるので、そこを何らかの対策というものを市でできるかどうかというところは検討が必要になるのではないかなと思うのだが。

児童クラブ事業推進室長

現状では制度開始から5年間という形の中で、研修を修了していなくても、研修修了予定ということで有資格者としてカウントするということが可能になっているので、実際には、これから保育所で働くか、あるいは児童館・児童クラブで働くかということで、どちらも有資格者としてスタートできるということになるのだが、これがそのまま単純に経過措置で終わってしまうと、認定資格研修については毎年続くが、それをこれから受けるという方については、まずは補助員としてスタートして、その年度の認定資格研修を受け終わったら、放課後児童支援員として受けられるというようなことが想定されてしまう。スタート時点から有資格者としてやるためには、あらかじめ受けることができる体制、何か環境をつくるか、あるいは今の経過措置に類するような形で一定の猶予期間というものをつくられるのかとか、そういったことが対応策としては考えられる。

吉田浩会長

現状では研修の受講資格に、既に持っていないと受講できないという形に運用上なっているということである。

少し東京都のを拝見したが、資格を持っている方が受けると科目が幾つか免除される場所があるみたいである。

ただ、先ほど説明もあったが、現行では、10ページの黄色い階段の絵が描いてあるところで右下に「934人」とあるが、934人の担当者のうち8割方の770何名の方は取っているので、本当に切迫して足りないという状態ではないということである。

4ページの資料だと、児童館が112で、サテライトが88、足すと拠点数が200あって、登録児童数が1万2,000人であるから、単純平均すると1館に60人のお子さんになるのだが、そこにどのぐらいの支援員がいるのか。子ども支援員比というのは。

児童クラブ事業推進室長

基本的には、まず基準上はおおむね40人に対して2人という体制になっており、仙台市の児童館の場合だと、児童館で児童館自体の事業をやり、その中で児童クラブの事業をやりということをお願いしているので、児童館自体に館長を置いて、2人の職員を置いて、そのほかに児童クラブの規模に応じて、また2人体制がとれるように職員を配置していただくと。それに対して、私どもが指定管理料という形でお支払いするには、2人だけ雇ったのでは当然2人の体制は確保できないので、それに対して非常勤の職員も含めながら、もっと確保できるようにということをお願いしているということであるが、また各団体でそれぞれの考え方によって様々なシフトの組み方で職員体制をとっていただいている形である。

吉田浩会長

平山委員のところは、すごく逼迫しているのか、職員の人が足りないとか。

平山乾悦委員

今、保育にかかわる業界では、本当に職員の取り合いである。学生の5倍くらいの求人が、特に首都圏からも含めて来る。それぐらい、資格を持っている人たちを取り合っている状況だが、パートタイマーの確保がもうどこも大変である。パートタイマーで働くんだったら、正職員を希望するという人が多いが、そうすると、雇う側はそれに見合うお給料を出し切れないということで困ってしまう。世の中には放課後児童支援員の有資格者でありながら働かずどこか別な職だったり、ご家庭にいらっしゃる方がいるのだが、その人を見つけるすべがないので、やはり自分のところで放課後児童支援員を育成し続けていかなくてはならないというのが正直なところである。

24時間、1日6時間4日間の研修に出すというのはなかなか難しいことであり、研修に参加するときの時給や交通費も法人のほうで負担する。研修に行くと穴があくからそのところに非常勤の人を入れるということで大変なのだが、それ以上に、職員の資質の向上であるとか、全体の底上げという意味ではぜひ必要な仕組みだと思っている。どこにいるかわからない放課後児童支援員を新たに雇用するということは本当に難しいので、今いる職員を有資格者に育てていくということが、それを繰り返していくということが大事だと思っている。

吉田浩会長

いろいろ意見が出たが、ほかにはないか。佐藤委員。

佐藤亜矢子委員

放課後児童支援員は都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬということで、今まで5年間は宮城県開催ということだったが、今年度が最終年度ということで、今後新たに仙台市としてこういうことを開催するという方向性というものはあるのか。

児童クラブ事業推進室長

まず、最終年度というのはあくまで経過措置の最終年度なので、認定資格研修自体は県が引き続きまずはやっていくというのは前提としてある。その中で、今回、条例案が改正されれば、仙台市でも政令市として主催することができるようになるということである。その辺は県とも協議をしているところであるが、基本的には今まで、平成26年度以前から採用されている方も含めて5年間でまずは研修を受け切らせるということで、この5年間でまず一番受講者としては多かった。だが、これからは新たな方々が毎年受けるということで、パイとしては少なくなっていく中で、あえて仙台市がすぐに主催研修をするかどうかということは、

少し慎重に考えることも必要である。県としては今のところ、今年度については、仙台市分として300人近くの枠をいただいているところがあるので、十分研修を受け切れるだろうと考えている。これからどうなるかというところはあるが、引き続き県と十分に協議していきたいと思っている。

吉田浩会長

ほかにはどうか。いろいろな問題とか要望も踏まえながら、どう対応していくかを考えていくということで、皆さんよろしくお願ひしたい。

②令和元年度の審議スケジュールについて

資料4に基づき、総務課長より説明。

(質疑応答)

なし

10 閉 会

以上